

前橋市景観資産登録制度について

都市計画課

1 制度概要

(1) 制度主旨

本市の良好な景観形成に寄与する建造物や構造物、樹木などについて、本市が誇るべき景観資産として登録し、市内外への周知を図るとともに、それらの維持管理状況を把握するための仕組みとして令和元年度に制度化したものの。

(2) 登録対象

・ 建造物等	歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のランドマークとなっているもので、道路等公共の場所から望見することができる、地域の良好な景観形成に寄与するもの
・ 樹木	道路等公共の場所から望見ことができ、地域の良好な景観形成に寄与する天然木等
・ 風景と視点場	本市の良好な景観形成をあらわす風景と、それらを望見できる道路等公共の視点場

2 令和2年度登録物件

(1) 建造物等

①塩原家住宅（田口町）②弁天通名店街アーケード（千代田町三丁目）

(2) 樹木

①前橋八幡宮のイチヨウ（本町二丁目）②space Evaのクスノキ（大手町三丁目）

(3) 風景と視点場

- ①前橋駅前ケヤキ並木通り（表町二丁目等）
- ②総社山王の養蚕住宅群と「かしぐね」（総社町総社）
- ③上川淵公民館上北分館から眺望する赤城山（中内町7-4 視点場）

3 令和3年度景観資産募集について

(1) 募集方法：公募制で景観資産の募集を行う。

- 建造物等・樹木 [申請] …所有者本人からの申請に限る。
- 風景と視点場 [推薦] …誰でも応募することができる。

(2) 公募の周知方：市広報及びHP、SNS上で広く情報発信を行う

以上